明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**二八）　一

〔告　示〕

○登録証明機関の事務所の名称及び所在地の変更に関する件（**総務**八六）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一二）　二
○信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令第一項の規定による事務の指定に関する件（**法務**一三九）　三
○日本国に帰化を許可する件（**同**一四〇）　三
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**四）　四
○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件（**厚生労働**八五）　四
○漁港の指定の一部を改正する件（**農林水産**四五一）　四
○保安林の指定をする件（**同**四五二～四五八）　四
○高速自動車国道に関する件（**国土交通**一九六）　五
○航路標識に関する件（**海上保安庁**七五～八二）　六
○自動車専用道路を指定する件（**東北地方整備局**二九）　七
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**六七～七一）　八
○自動車専用道路を指定する件（**北陸地方整備局**二四）　八
○道路に関する件（**同**二五～二七）　八
○道路に関する件（**中部地方整備局**三六、三七）　九
○道路に関する件（**近畿地方整備局**七〇）　九
○自動車専用道路を指定する件（**同**七一、七二）　九
○都市計画に関する件（**九州地方整備局**三三、三四）　一〇
○自動車専用道路に関する件（**同**三五）　一〇

〔国会事項〕　一〇

〔皇室事項〕　一〇

〔官庁報告〕

官庁事項　一〇

中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇

〔資　料〕

閣議決定等事項　一〇
平成二十二年一月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇
機械受注統計調査報告（平成二十二年一月）（実績）（内閣府）　一二

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、製造たばこ小売定価関係　一三
裁判所
相続、失踪、破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三
会社その他

省　令

○厚生労働省令第二十八号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十二条第二項の規定に基づき、雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第一条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号の三中「五年」を「十年」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十条第二項第一号イ(7)中「五年」を「十年」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第八十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の五第二項の規定に基づき、登録証明機関として登録した財団法人テレコムエンジニアリングセンターから技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十二年三月十八日

総務大臣　原口　一博

一　技術基準適合証明の業務を行う事務所の名称及び所在地

変更後	変更前
財団法人テレコムエンジニアリングセンター本部 東京都品川区八潮五丁目七番二号	財団法人テレコムエンジニアリングセンター本部 東京都品川区八潮五丁目七番二号